

さが酪農経営向上緊急支援事業費補助金交付要綱

畜 第 3092号
令和7年3月25日

(趣旨)

第1条 知事は、酪農機械の機能向上を推進することで、酪農家の経営安定を図るため、さが酪農経営向上緊急支援事業実施要領（令和7年3月25日付け畜第3092号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要領第3に規定する事業実施主体（以下「間接補助事業者」という。）が行う、「さが酪農経営向上緊急支援事業」の実施に必要な機械の整備に要する経費に対し、市町（以下「補助事業者」という。）が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率並びに補助限度額)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(暴力団排除規定)

第3条 間接補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 間接補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

- 3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表に定める重要な変更以外の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として入札や2者以上の者から見積合わせを実施して業者を決定すること。なお、単一業者との随意契約については次に掲げる場合とし、その理由を事前伺等で明らかにしたうえで、契約すること。

ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2者以上の者から見積合わせを実施して業者を決定することができないとき。

イ 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効能の増加した機械及び器具（以下、「財産」という。）で、第8条に規定する財産の処分を制限する期間を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。
- (7) 規則第22条本文の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(2)から(7)までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、(2)から(7)まで及び佐賀県ローカル発注促進要領の中で「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

ウ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

エ 間接補助事業者が、第3条第1項及び第2項の規定に該当することが判明したと

きは、前項ウの規定を準用することがあること。

オ 第8条の規定に準じて財産処分の制限を付すこと。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3-1号のとおりとする。
なお、補助事業者は実績報告書の提出に当たって、原則として現地確認を行うものとする。

- 2 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は、様式第3-2号のとおりとする。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、事業実施主体毎に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日（第7条の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

第2項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払（様式第5号）で交付することができる。なお、補助事業者は概算払請求に当たって、原則として現地確認を行うものとする。

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第8条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。

- 2 規則第22条第2号に規定する財産は、それぞれ1件の取得価額が10万円以上のものとする。

(書類の経由)

第9条 規則又はこの要綱に基づいて提出する書類は、市町を経由するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

(別表)

対象経費	補助率及び補助金限度額	重要な変更
間接補助事業者が、本要綱及び実施要領に基づいて行う事業に要する経費（以下「間接補助事業費」という。）に対し、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費 (1)搾乳用機械 (2)冷却用機械 (3)洗浄用機械 (4)その他搾乳に係る機能向上を図るために特に必要と認められる機械	対象経費の 5/6 以内、又は間接補助事業費の 1/2 以内のいずれか低い額とする。 なお、1 間接補助事業者あたり 4,000 千円を補助限度額とする。	1 対象経費の 30%を超える増減 2 間接補助事業者の変更

注) 補助金の算定に当たっては、千円未満の額は切り捨てるものとする。

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度さが酪農経営向上緊急支援事業業費補助金交付申請書

〇〇 年度において、下記のとおりさが酪農経営向上緊急支援事業費を実施したいので、さが酪農経営向上緊急支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びさが酪農経営向上緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- ・別記様式 1
- ・市町の補助金交付に関する規程又は要綱

(別記様式1)

1 事業の目的 (成果)

--

2 事業計画 (実績)

整理 番号	事業実施主体名	機械名	規格能力	事業量 (台)	総事業費 (円)			補助 率	負担区分 (円)			備考
						事業費	消費税		県補助金	市町補助金	その他	
								1/2				
								1/2				
								1/2				
計	—	—	—					—				—

注1) 事業実施計画総括表 (実施要領別紙A)、事業実施計画書 (実施要領別紙A-1) に基づき記入すること。

注2) 「整理番号」「事業内容」は事業実施計画総括表とあわせること。

注3) 実績報告の場合は、備考欄に市町から事業実施主体への補助金支払日を記入すること。

注4) 必要に応じて行を追加すること。

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	総事業費 (A+B+C)	補助事業に要する (した) 経費 (A+B)	負 担 区 分			備 考
			県補助金 (A)	市町補助金 (B)	その他 (C)	
さが酪農 経営向上 緊急支援 事業						
合計						—

注1) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2) 事業費については、消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。

4 事業の効果

--

5 事業完了（予定）年月日

〇〇 年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
市町補助金					
計					—

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
さが酪農経営向上 緊急支援事業費					
計					—

7 予算議決（又は予算議決予定）年月日

〇〇 年 月 日

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度さが酪農経営向上緊急支援事業変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があったさが酪農経営向上緊急支援事業費補助金について、下記の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及びさが酪農経営向上緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

注 1) 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の部分は、消去すること。

注 2) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更の内容が分かるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

(様式第3-1号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度さが酪農経営向上緊急支援事業実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があったさが酪農経営向上緊急支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及びさが酪農経営向上緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

注1)「関係書類」は補助金交付申請書の様式に準じて作成し、交付申請書又は変更承認申請書から金額等に変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

注2)別紙1「さが酪農経営向上緊急支援事業完了（見込み）確認書」を添付すること。

注3)別紙2「財産管理台帳」を添付すること。

(様式第3-2号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度さが酪農経営向上緊急支援事業年度終了実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があったさが酪農経営向上緊急支援事業の〇〇 年度における実績について、佐賀県補助金等交付規則及びさが酪農経営向上緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業年度終了実績報告（別紙3）

2 事業実施期間：(当初) 〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日まで
(変更後) 〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日まで

(別紙1)

さが酪農経営向上緊急支援事業
完了（見込み）確認書

事業実施主体名				
事業内容	機械・施設名	規格・能力等	事業量	事業費（円）
	事業費計			
補助事業に要する経費			うち県費補助金	
現地検査・確認日	〇〇 年 月 日			
書類検査・確認日	〇〇 年 月 日			
確認した証拠書類 （□内にレを記入）	・見積書（2者以上）☐ ・契約書☐（契約日： ） （事業実施主体名、型式、金額、押印の確認） ・納品書☐（納品日： ） （型式、金額の確認） ・請求書☐ （あて名、金額を確認） ・事業主体の通帳☐ （通帳の名義が同一か確認） ・補助残の入金☐ ・領収書又は振込伝票☐ （あて名、金額を確認）			
検査所見				
検査確認者	〇〇 年 月 日 検査確認者 職名 氏名			

注1) 確認時点では事業が完了していない場合で、3月末までに事業完了が見込まれる場合は検査所見欄にその旨を記載すること。

注2) 事業完了確認に伴い、補助金の変更承認申請を要さない軽微な変更により総事業費等が変更となった場合は、補助金交付申請額を（ ）で上段に、変更後の実績を下段に記載すること。

注3) 実績報告書に添付する場合は、（見込み）を消去すること。

(別紙2)

財産管理台帳

事業実施主体名：〇〇

事業実施年度 ○○ 年度					補助金名：さが酪農経営向上緊急支援事業費補助金								
事業の内容			工 期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
財産名	設置・ 保管 場所	事業 量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (円)	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
						県 補助金 (円)	市町 補助金 (円)	自己資金 (円)					
			○○ 年 月 日	○○ 年 月 日					年	○○ 年 月 日			
合 計													

注1) 1件当たりの取得価格が10万円以上の財産について作成すること。

注2) 着工年月日欄には契約日を、竣工年月日欄には納品日を記載すること。

注3) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注4) 処分の内容欄には、譲渡、交換等別に記入すること。

注5) 摘要欄には、譲渡先、交換先等の名称又は補助金返還額を記入すること。

注6) この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(別紙 3)

事業年度終了実績報告

1 収支の状況

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	収入済額	繰越額	備考
県補助金				
市町補助金				
計				

注 1) 「市町費」の欄には、事業区分の 2 の場合には、「交付申請書（変更の場合は変更承認申請書）の 3 経費の配分及び負担区分のその他」を記入すること。

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	予算額	支出済額	繰越額	備考
計				

2 実施状況

(単位：円)

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施	
	事業費 (A)	県 補助金	(A) のうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 県費繰越額
さが酪 農経営 向上緊 急支援 事業費						
計						

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があったさが酪農経営向上緊急支援事業費補助金について、さが酪農経営向上緊急支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 佐賀県補助金等交付規則第 1 3 条に基づく
補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (〇〇 年 月 日付け 第 号による額の確定額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに
係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

注) 事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第5号)

概算払の場合

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度さが酪農経営向上緊急支援事業費補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があったさが酪農経営向上緊急支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさが酪農経営向上緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳		
交付決定額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

- ・金融機関名・支店名
- ・口座種類
- ・口座番号
- ・口座名（よみがな）

注1)「概算払」で交付する場合の様式である。

注2)別紙1「さが酪農経営向上緊急支援事業完了（見込み）確認書」及び別紙4「市町補助金請求一覧表」を添付すること。

(様式第6号)

精算払の場合

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度さが酪農経営向上緊急支援事業費補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があったさが酪農経営向上緊急支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさが酪農経営向上緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内 訳		
確定補助金額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

- ・金融機関名・支店名
- ・口座種類
- ・口座番号
- ・口座名（よみがな）

注1)「精算払」で交付する場合の様式である。

注2)別紙4「市町補助金請求一覧表」を添付すること

(別紙4) 市町補助金請求一覧表

事業実施 主体名	事業内容	事業 量	総事業費 (円)	負担区分			事業 完了 の有無	交付決定額 または確定 補助金額 (円) ①	交付済額 (円) ②	今回 請求額 (円) ③	残額 ①- (②+③)
				県 補助金 (円)	市町 補助金 (円)	その他 (円)					
合 計	—	—					—				

注1) 事業完了確認に伴い、補助金の変更承認申請を要さない軽微な変更により総事業費等が変更した場合は、補助金交付申請時の額を()で上段に、変更後の額を下段に記入すること。

注2) 「事業完了の有無」の欄には、補助金交付請求書提出日までに事業完了が確認できた事業実施主体は「○」を、確認できていない事業実施主体は「×」をそれぞれ記入すること。なお、事業完了見込みにより請求する場合は「見込み」と記入すること。